

FRJ2011

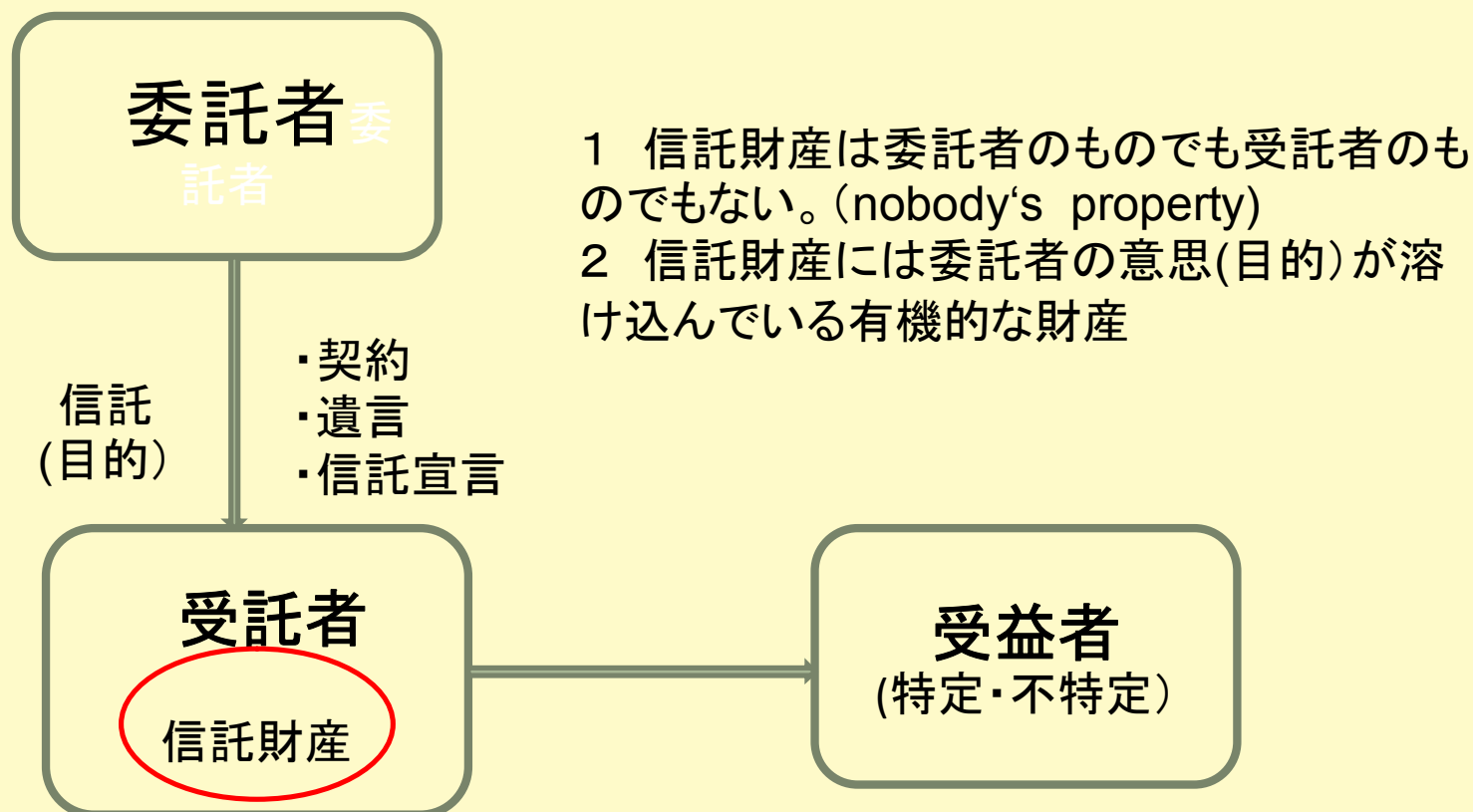
2011,2,6

公益寄附と信託制度

ー日本版ブランドギビングの導入にあたりー

公益財団法人公益法人協会
理事長太田達男

信託とは一中世英国人の知恵



公益寄附における信託制度の活用 —公益信託—

英国 英国チャリティの原型は公益信託

1601 Charitable Use ACT
チャリティ法によるチャリティとして登録が可能

米国 IRS の501(c)3の対象組織として認定が可能

(英米とも公益信託、法人型、任意団体型の内訳不明)

日本 1922年公布の信託法に公益信託の規定、1977年より実用化された。

平成22年3月末現在では、設定件数545件、信託財産残高653億円。
昭和52年の第1号発足以降の累計で、助成先数142,531件、給付額578億円。

公益寄附における信託制度の活用 ーコミュニティトラストー

1914、米国Clevelandで誕生

現在全米で700のCommunity Trust(昨今はfoundation型が多い)
総資産310億ドル

トップ3

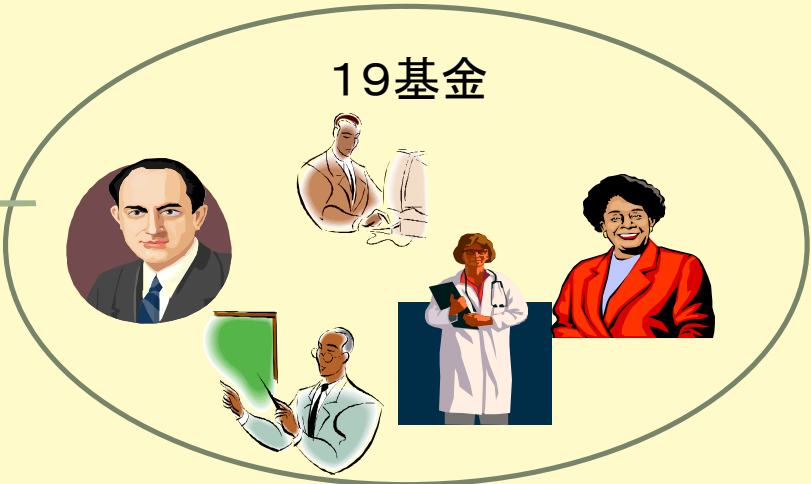
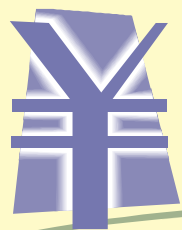
Tulsa Community Foundation	37億ドル
Cleveland Community Foundation	22億ドル
New York Community Trust	21億ドル

カナダ、英国、ドイツなどにも広まる。

日本では現在わずか2件

信託型 Asian Community Trust 1979年設立 基金残高396百万円
財団型 大阪コミュニティ財団 1991年設立 基金残高1,901百万円

ACTの仕組み



19基金



個別基金

ACT一般基金

- ・運営委員会
- ・信託管理人
- ・プログラム事務局 ACC21
- ・財産管理事務局 信託5行

助成



公益寄附における信託制度の活用 —Donor- Advised Fund—

DAFとは

- ・community trustはDAFとしての性格を持つ
- ・ここ20年来の現象として投資信託販売業者が専用ファンドを創設、
- ・511(c)3のチャリティとしての資格を取得
- ・152,000口座、基金合計残高252億ドル

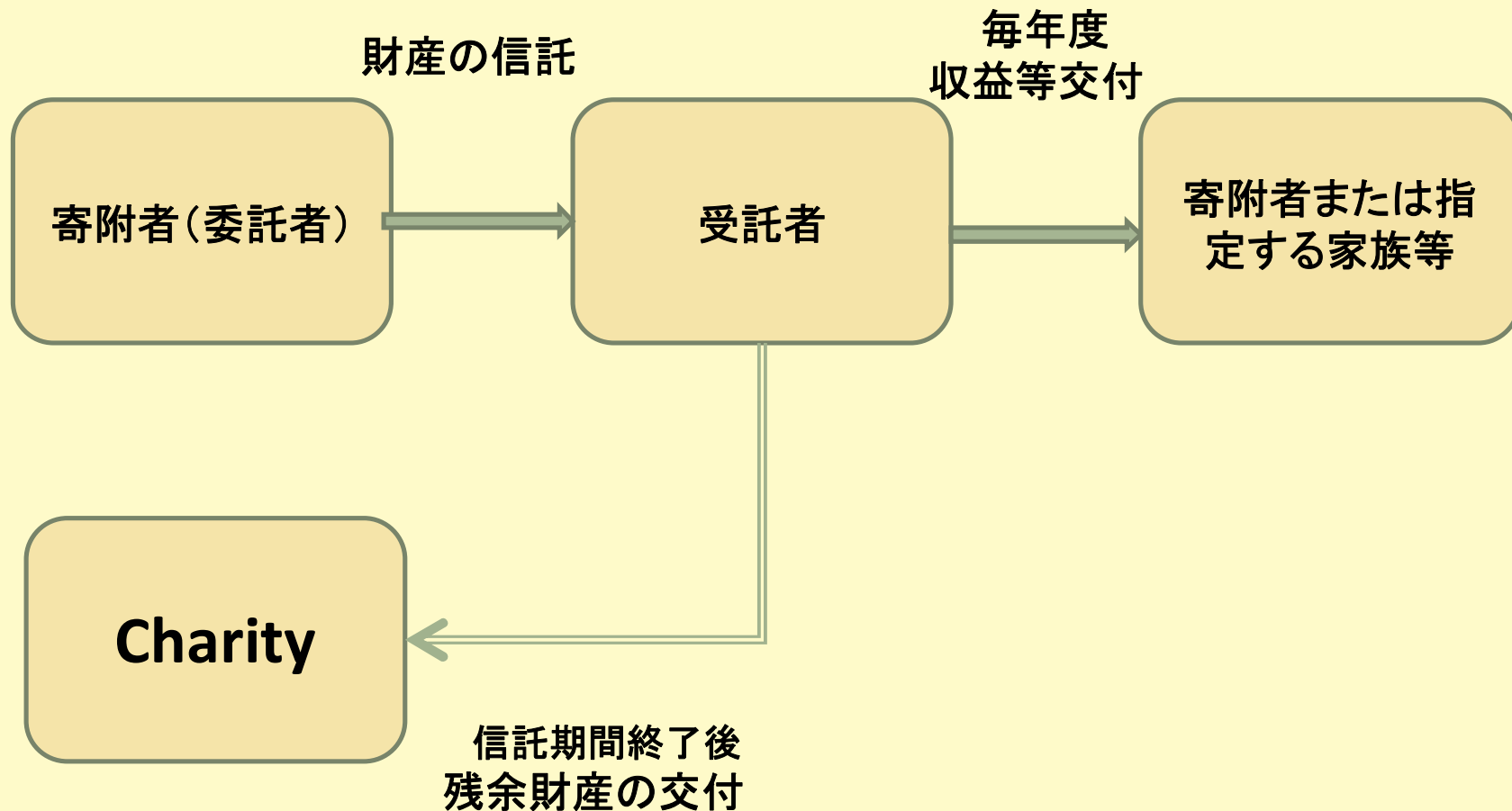
Schwab Charitable

Fidelity Charitable Gift Fund

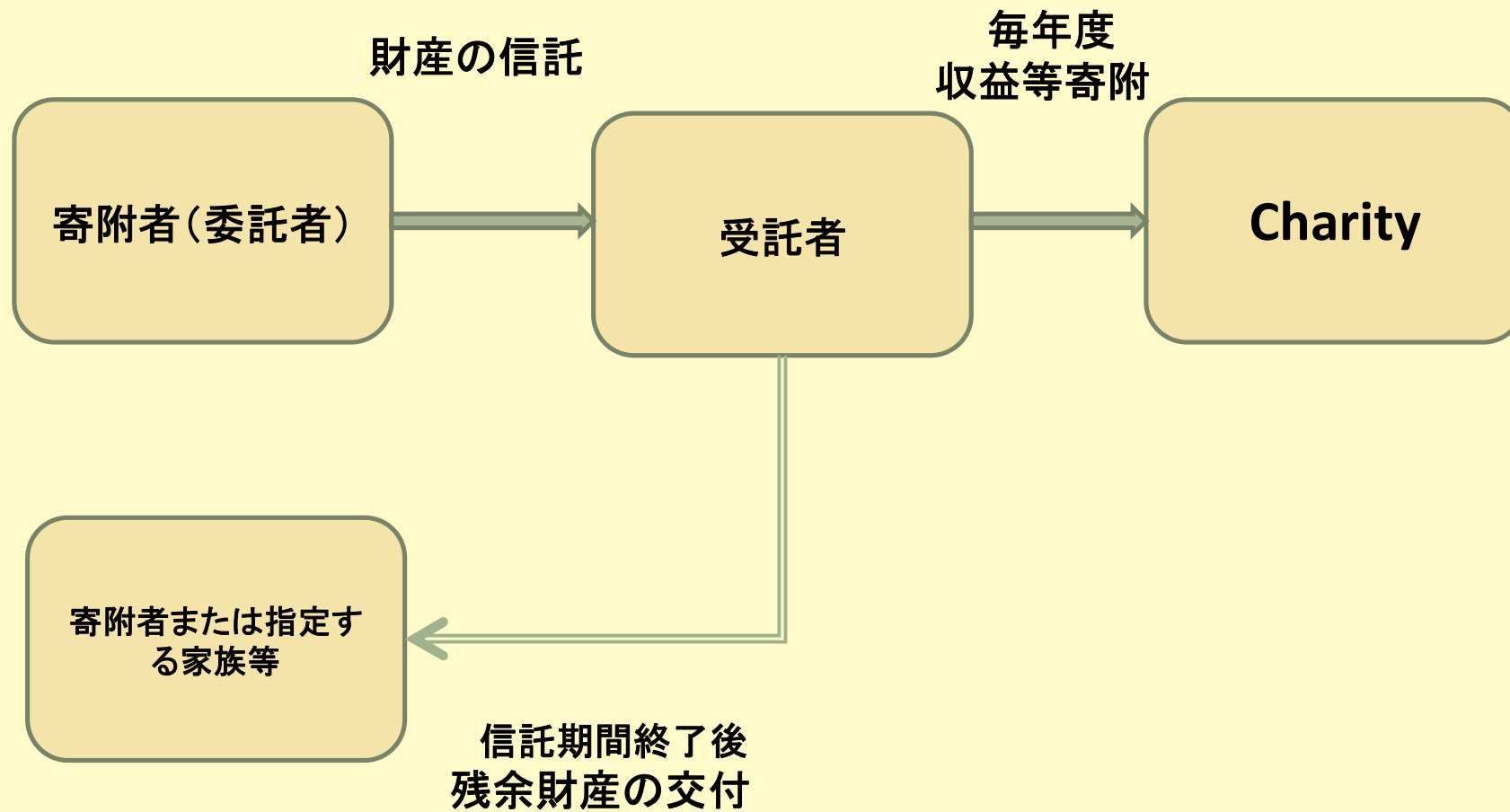
Vanguard Charitable Endowment Program

公益寄附における信託制度の活用 —CRTとCLT—

【Charitable Remainder Trust】



【Charitable Lead Trust】



現状

IRS 統計2009年度より

単位：千ドル

	申告口座数	総収入	期末総資産
CRT	114,500	7,350,144	104,200,450
CLT	6,626	1,196,118	18,274,043
PIF*	1,415	40,267	1,317,783
合計	122,541	8,586,529	123,792,276

* Pooled income fund: 合同運用、持分割合により生前中は配当受領、死後はcharityに帰属

特定寄附信託(政府案) (いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」の概念図)



- ① 利子所得非課税
- ② 元本給付年度の寄附金控除適用(税額控除未定)



個人(委託者兼受益者)

信託金拠出

信託銀行(受託者)

30%以内の定時定額給付

信託契約の内容

- 元本の70%以上及び利子を公益法人等に寄附することを目的とする
- 元本の30%以内を委託者に給付することができる
- 元本給付は信託契約期間にわたって各年均等額
- 当初信託財産は金銭のみ
- 取消し解約不能
- 委託者死亡により信託は終了、残余財産はすべて公益法人等に寄附する

70%以上の定時定額給付

寄附に関する契約

公益法人・認定特定非営利活動法人等

政府案と公法協案の比較

	政府案	公益法人協会要望案 (2010/3提出)
種類	1種類(ミックス型)	CRT及びCLT
信託可能財産	金銭に限る	金銭・有価証券・不動産
個人受益者の範囲	委託者本人	家族等も指定可能
利子所得税	非課税	非課税
寄附金税制	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金控除の対象(非課税となった利子所得に係わる金額を除く) ・税額控除(?) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益寄附部分の現在価値について一括寄附金控除 ・同左(5年間の繰越控除制度の導入)
みなし譲渡所得	みなし譲渡所得発生せず	非課税

参考

公益法人と寄附金・会費

内閣府の概況調査による年次報告
(平成21年12月1日現在) 単位:百万円

	年間総収入	寄附金	会費	寄附金比率	寄附金 +会費比率
社団法人	5,969,268	21,790	581,510	0.36%	10.1%
財団法人	12,149,375	304,764	250,228	2.5%	4.5%
合計	18,118,643	326,554	831,738	1.8%	6.4%

特定非営利活動法人と寄附金・会費

日本ファンドレイジング協会発行の
「寄附白書2010」表3-19を加工引用

	年間総収入	寄附金	会費	寄附金比率	寄附金 +会費比率
合計	769,871	45,173	42,261	5.8%	11.3%

参考

年間寄附金額別法人数

内閣府の概況調査による年次報告
(平成21年12月1日現在) 単位:千円

1法人あたりの寄付金額	法人数	受領寄附金	寄附金総額の割合	%
100億円超	4	168,572,184		49.8
10億円超100億円未満	27	59,896,665		17.7
1億円以上10億円未満	247	66,002,876		19.5
1千万以上1億円未満	1,120	34,943,910		10.3
100万円以上1千万円未満	2,287	8,010,703		2.4
1千円以上	2,719	775,536		0.2
寄附金0	18,178	0		0.0
合計	24,582	338,201,874		100.0

参考 寄附金受領公益法人 TOP20

内閣府の概況調査による年次報告
 (平成21年12月1日現在) 単位:千円

法人名	受領寄附金	法人名	受領寄附金
全国市町村研修財団	87,740,205	千葉県漁業振興基金	2,543,386
香雪美術館	34,531,540	吉野石膏美術振興財団	2,111,800
電力中央研究所	29,221,600	先端医療振興財団	2,004,947
日本ユニセフ協会	17,078,839	モラロジー研究所	1,990,814
実践倫理宏正会	6,946,327	聖ルカ・ライフサイエンス研究所	1,846,003
図書館振興財団	5,000,000	日本体育協会	1,628,129
伊勢神宮式年遷宮奉賛会	4,787,152	電気通信共済会	1,595,000
高原環境振興財団	4,182,251	幸福の科学学園設立準備財団	1,592,176
日本フォスタープラン協会	3,564,920	日本心臓財団	1,505,166
J K A	3,551,487	ロータリー米山記念奨学会	1,494,118